

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	保健福祉課	検索番号	
法令名	社会福祉法	根拠条項	142	
許認可等	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可			
(根拠規定)				
[社会福祉法第142条]				
代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。				
(許認可等の基準)				
[社会福祉連携推進法人の認定等について(令和3年11月12日付け社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知)]				
(その他)				